

## 第 1 当審査会の結論

富山県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が行った非開示決定処分を取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきである。

## 第 2 事案の概要

### 1 開示請求

審査請求人は、平成 28 年 11 月 27 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

富山県立高岡支援学校中学部所属（担当）教員の給与明細書（写し）（注：校長除く。事務職員除く。）

- 1 期間 平成 26 年 1 月から 12 月まで（賞与等含む）（暦年で平成 26 年分）
- 2 標記期間の平成 26 年分源泉徴収票の写し
- 3 但し、氏名等個人情報は、除く

### 2 本件処分及び審査請求

#### (1) 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 28 年 12 月 13 日付け教第 348 号で、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

#### ア 開示をしない理由

条例第 7 条第 2 号に該当し、氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

#### イ 特定した公文書

公文書非開示決定通知書の公文書の件名欄は空欄とし、個々の文書の名称は明らかにしなかった。

#### (2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 29 年 1 月 8 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 4 条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

#### (3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第 19 条の規定により、平成 29 年 1 月 31 日付け教第 397 号-1 で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

## 第 3 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書及び意見書によれば、本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

## 1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

## 2 理由

給与明細書（含賞与等）及び源泉徴収票を開示請求したが、諮問実施機関は、「請求のあった公文書の内容のとおり公文書を特定した」とするが、特定とは、公文書を特定すべき名称例えば〇〇文書と標題を明示するものであり、公文書の特定がなされていない本件処分は形式的要件を欠き違法である。

次に、非開示理由として、「氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、このことは、単に可能性があるというだけではならず、個人のプライバシー等個人の権利、正当な利益を具体的に侵害されると認められることをいうのである。

また、弁明書の「(2) 理由」で「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」ので全面非開示としたとしながら、「5 処分理由の詳細」では、「職員録等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となり得」等特定個人識別情報であることを非公開理由にしており、明らかに、「(2) 理由」と「5 処分理由の詳細」は、齟齬をきたしている。

次に、諮問実施機関が、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第1301号）を参考にしたというのであれば、この答申が、給与等仕訳書の記載各項目について、詳細に開示、非開示を検討し、また、総計欄記載の情報は公開すべき情報としていることを参考にすべきであり、諮問実施機関は、記載項目、総計欄を明らかにすべきである。

## 第4 諮問実施機関の説明

諮問実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取で、本件処分について、次のとおり説明した。

公文書非開示決定通知書における開示をしない理由については、氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるためとし、条例第7条第2号に該当するとしていた。

しかし、弁明書では、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票に記載された、実際に支払われた給与の支給額及びその明細は、秘匿されるべき個人の財産に関する情報であり、職員番号及び氏名は開示されないとしても、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票は富山県立高岡支援学校中学部の職員に係る内容であることから、職員録等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となり得、また、開示請求の対象期間中に休職を取得した者なども特定されるため、条例第7条第2号により非開示にしたと、開示をしない理由を変更した。また、公文書非開示決定通知書における公文書の件名欄が空欄になっていたことについては、当該通知書の請求のあった公文書の内容欄のとおり公文書を特定しており、公文書の件名欄に記載がないことをもって、本件処分が形式的要件を欠き違法とはならないと主張している。

このため、当審査会は、意見聴取の場で、まず、公文書非開示決定通知書における公文書の件名欄の記載がないことについての説明を求めたところ、当該通知書の請求のあった公文

書の内容欄のとおり公文書を特定したとし、弁明書と同様の説明がなされた。

次に、審査請求人は、開示請求の理由を、特殊学校の教員の給与水準調査のためとしているのであるから、高岡支援学校中学部の給料等の合計額がわかる公文書の存在を確認したところ、学校全体の給料等の合計額がわかる公文書はあるが、中学部のみの給料等の合計額がわかる公文書は存在しないという説明がなされた。

次に、公文書非開示決定通知書の開示をしない理由を、条例第7条第2号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」としたことの説明を求めたが、開示をしない理由は同条同号の「特定の個人を識別することができる」ために変更したと説明がなされた。

## 第5 本件処分に対する当審査会の判断

### 1 公文書の特定

本件開示請求に対し、諮問実施機関が本件処分特定した公文書（以下「本件公文書」という。）は、次の教員ごとに作成された給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票（平成26年分）である。なお、給与支給明細書については、末尾の欄に、高岡支援学校の全教職員（小学部、中学部及び高等部）の給料等の合計が記載されている。

諮問実施機関は、公文書非開示決定通知書の公文書の件名欄を空欄としたのは、請求のあった公文書の内容欄のとおり公文書を特定したためと説明するが、開示、非開示等の決定に当たっては、存否応答拒否をする場合又は公文書を保有していない場合を除き、特定した公文書名は具体的に記載しなければならない。

#### (1) 給与支給明細書

上記には、「支給年月」、「所属コード」、「職員番号」、「氏名」、給料表の種類、級・号給、世帯主・扶養・配偶者の情報、「給料」、「管理職手当」、「初任給調整手当」、「扶養手当」、「地域手当」、「通勤手当」、「寒冷地手当」、「特殊勤務手当」、「特地（へき地）手当」、「定時制通信教育手当」、「農業普及（産業教育）手当」、「時間外勤務手当」、「休日（管理特別）勤務手当」、「夜間勤務（教員特別）手当」、「宿日直手当」、「期末手当」、「勤勉手当」、「住居手当」、「児童手当」、「単身赴任手当」、「支給額計」、「共済組合短期掛金」、「共済組合介護掛金」、「共済組合長期掛金」、「共済組合貸付金弁済金」、「所得税」、「住民税」、「公舎貸付料等」、「差押控除額」、「財産形成貯蓄控除額」、「控除額計」及び「差引支給額」の項目が記載されている。

#### (2) 給与所得の源泉徴収票（平成26年分）

上記には、「住所又は居所」、「氏名」、「受給者番号」、「支払金額」、「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「控除対象配偶者の有無等」、「配偶者特別控除の額」、「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）」、「障害者の数（本人を除く）」、「社会保険料等の金額」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「住宅借入金等特別控除可能額」、「居住開始年月日」、「国民年金保険料等の金額」、「発行年月日」、「配偶者の合計所得」、「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「旧長期損害保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」、受給者生年月日等の個人に関する情報、支払者の住所（居

所)又は所在地並びに氏名又は名称の項目が記載されている。

## 2 本件処分の妥当性

### (1) 開示をしない理由の変更に関する判例

まず、諮問実施機関は弁明書において、開示をしない理由を、条例第7条第2号の個人情報に該当し、かつ、特定の個人を識別することができる情報であると、開示をしない理由を変更している。開示をしない理由の変更を容認するか否かについては、最高裁第二小法廷平成11年11月19日判決・民集53巻8号1862頁(公文書一部公開拒否処分取消請求事件)において、公文書の非公開事由を定めた逗子市情報公開条例(平成2年逗子市条例第6号)5条(2)ウにいう「争訟」に該当することを理由とした公文書の非公開決定の取消訴訟において、実施機関が、非公開決定が適法であることの根拠として、当該公文書が同条(2)アの「意思決定過程における情報」に該当すると主張することは、許されるとして、「開示をしない理由」の主張を変更することを容認しているところである(他に東京地裁平成15年9月16日判決・訴訟月報50巻5号1580頁(行政文書一部不開示処分取消請求事件)がある。)

### (2) 公表されている情報

次に、本件公文書の様式については、給与支給明細書は様式第101号として定められており、また、給与所得の源泉徴収票は所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)に定められている。このため、様式そのものは、開示すべき情報である。

### (3) 条例第7条第2号の該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報としている。

諮問実施機関は弁明書において、個人情報に該当し、かつ、特定の個人を識別することができる情報であると、開示をしない理由を変更した。このため、新たに主張された理由のとおり本件公文書が条例第7条第2号の個人情報に該当し、かつ、特定の個人を識別することができる情報であるか否かを検討することとする。なお、弁明書の提出をもって本件処分理由を変更する新たな処分として扱えないことは言うまでもない。

最高裁判例(最高裁第三小法廷平成15年11月11日判決・判例タイムズ1143号229頁(公文書非公開決定処分取消請求事件))では、千葉県の職員の旅行命令票に記録された当該職員に適用される「給料表の種類」及び「級及び号給」に関する情報は、「職員の氏名」と一体として職員の私事に関する情報であり、千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号)第11条第2号にいう「公開しないことができる公文書」に当たると示されている。

また、横浜地方裁判所の判決(平成21年6月29日判決・判例地方自治329号10頁(情報公開等請求事件))では、県立図書館の職員の給与等支払簿等の職員の氏名、給与額、振込先口座番号等は、神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)第5条第1号にいう「個人に関する情報に」当たり、同号の除外事由である公務員等の職務の遂行に関する情報(開示情報)には当たらないと判断が示されている。そして、条例は、千葉県公文書公開条例及び神奈川県情報公開条例と同等の構成となっているところである。

よって、本件公文書のうち、①様式第 101 号による給与支給明細書の「支給年月」及び「所属コード」以外の情報並びに②給与所得の源泉徴収票の「発行年月日」、支払者の住所（居所）又は所在地及び氏名又は名称以外の情報は、個人に関する情報に当たると解する。

また、本件公文書の氏名を除いた残りの部分は、有限会社富山県教育用品・富山県学校生活協同組合が毎年発行している「富山県教育関係職員録」と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものと認められる。

以上により、本件公文書のうち、①様式第 101 号による給与支給明細書の「支給年月」及び「所属コード」以外の情報並びに②給与所得の源泉徴収票の「発行年月日」、支払者の住所（居所）又は所在地及び氏名又は名称以外の情報は、条例第 7 条 2 号の個人情報（非開示情報）に当たると解する。

なお、給与支給明細書の末尾の欄に、高岡支援学校の全教職員（小学部、中学部及び高等部）の給料等の合計が記載されているが、この情報については、審査請求人が開示を求めた特殊学校（中学部）の教員給与水準が分かる情報とは言えないものの、私事に関する情報に当たらないことから、開示すべき情報であると解する。

したがって、諮問実施機関が弁明書において新たに主張した理由は、本件処分の一部について妥当性を欠くものである。

### 3 結論

以上のとおり当審査会は、諮問実施機関が開示請求に係る公文書の特定を行わなかったことと審査請求の対象となった公文書のすべてを非開示決定とした処分は妥当性を欠くから、これを取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきであると判断する。

### 第 6 付言

意見聴取時において、諮問実施機関から「本件公文書である①給与支給明細書及び②給与所得の源泉徴収票（平成 26 年分）について、個人情報の部分を黒塗りして開示することは、審査請求人の調査目的が達成できないことから合理的ではないと判断した」旨の説明があった。

しかし、条例第 8 条第 1 項のただし書の規定による「有意な情報」であるか否かの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断されるものではなく、客観的な視点に立って判断されるべきものとする。

### 第 7 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 29 年 1 月 31 日	教育委員会から諮問書を受理
平成 29 年 4 月 14 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 29 年 5 月 31 日 (第 150 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事案の概要説明</li> <li>・ 審議</li> </ul>
平成 29 年 7 月 5 日 (第 151 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会から非開示理由等を聴取</li> <li>・ 審議</li> </ul>
平成 29 年 8 月 28 日 (第 152 回審査会)	審議
平成 29 年 9 月 27 日 (第 153 回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	元 北日本新聞社常務取締役	第 150 回審査会
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	第 152 回審査会 第 153 回審査会
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	